

アールイー・パートナーズ株式会社「(仮称) えりも風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年 7月 29日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) えりも風力発電事業環境影響評価方法書について、アールイー・パートナーズ株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道幌泉郡えりも町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大201,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|--------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成30年 9月20日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成30年 12月 7日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成30年 12月18日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成31年 2月 6日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成31年 4月 8日 |
| 北海道知事意見受理 | 令和元年 6月 6日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 令和元年 7月29日 |

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742（直通）

アールイー・パートナーズ株式会社「(仮称) えりも風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、シマフクロウ、オジロワシ及びオオワシの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3及び B に該当するほか、専門家等によりクマタカやタンチョウなどの希少な鳥類の生息やハクチョウ類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されている。このため、これらの種をはじめとする鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 植物調査の踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を踏まえて設定すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、土地改変や樹木の伐採を予定する場所及びその周辺の鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。